## 千葉県が定める50物質

番号	化管法政令名	大気への排出 量(kg/年)
1	亜鉛の水溶性化合物	1, 282. 0
2	アクリルアミド	0. 1
3	アクリル酸	322. 3
4	アクリル酸エチル	7, 288. 4
5	アクリル酸メチル	6, 340. 2
6	アクリロニトリル	33, 799. 3
7	アセトアルデヒド	7, 445. 3
8	アセトニトリル	2, 848. 0
9	ニ-アミノエタノール	5, 442. 8
10	エチルベンゼン	431, 694.
11	エチレンオキシド	11, 093.8
12	エチレングリコールモノエチルエーテル	6, 961.
13	エチレングリコールモノメチルエーテル	2, 821. 3
14	エピクロロヒドリン	6, 920. 6
15	一・二-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	38, 149. (
16	キシレン	1, 398, 086.
17	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	26, 400. 0
18	三-クロロプロペン(別名塩化アリル)	23. (
19	クロロベンゼン	360. (
20	クロロホルム	31, 705. (
21	クロロメタン(別名塩化メチル)	11, 210. (
22	酢酸二-エトキシエチル (別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	42, 131. 8
23	酢酸ビニル	737, 374. (
24	四塩化炭素	6, 400. 0
25	一・四-ジオキサン	38, 502.
26	一・二-ジクロロエタン	32, 200. 0
27	ー・ニ-ジクロロプロパン	3, 526.
28	オルト-ジクロロベンゼン	90. (
29	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	619, 631.
30	N・N-ジメチルホルムアミド	9, 912. 8
31	スチレン	164, 859. 9
32	テトラクロロエチレン	123, 514.
33	ー・一・二-トリクロロエタン	9, 300. (
34	トリクロロエチレン	144, 260. 0
35	一・三・五-トリメチルベンゼン	41, 484.
36	トルエン	3, 819, 201.
37	ニッケル化合物	2. 2
38	ヒドラジン	9. (
39	フェノール	4, 333.
40	ー・三一ブタジェン	44, 940. (
41	フタル酸ビス (二-エチルヘキシル)	10, 126.
42	ふっ化水素及びその水溶性塩	3, 078. 0
43	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	2. 3
44	ベンゼン	156, 086.
45	ホルムアルデヒド	13, 880.
46	マンガン及びその化合物	2, 857. 6
47	無水マレイン酸	2, 837. 9
48	メタクリル酸メチル	88, 038. 9
49	アルファーメチルスチレン	303. 2
50	メチルー・三-フェニレン=ジイソシアネート(別名メタ-トリレンジイソシアネート)	1. (

注 排出量は PRTR2004 からの千葉県集計値です。